

議案第 6 0 号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 0
1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中

「

第 1 期 4 月 2 1 日から同月 3 0 日まで

第 2 期 6 月 2 1 日から同月 3 0 日まで

第 3 期 8 月 2 2 日から同月 3 1 日まで

第 4 期 9 月 2 1 日から同月 3 0 日まで

第 5 期 1 0 月 2 2 日から同月 3 1 日まで

第 6 期 1 1 月 2 1 日から同月 3 0 日まで

第 7 期 1 2 月 1 6 日から同月 2 5 日まで

第 8 期 翌年 1 月 2 2 日から同月 3 1 日まで

第9期 翌年2月19日から同月28日まで

」

を

「

第1期 7月22日から同月31日まで

第2期 8月22日から同月31日まで

第3期 9月21日から同月30日まで

第4期 10月22日から同月31日まで

第5期 11月21日から同月30日まで

第6期 12月16日から同月25日まで

第7期 翌年1月22日から同月31日まで

第8期 翌年2月19日から同月末日まで

」

に改める。

第25条及び第26条を次のように改める。

第25条及び第26条 削除

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。